

我孫子市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

我孫子市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程（平成21年訓令第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(証明書の種類)</p> <p>第2条 り災物件に係る証明書の種類は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める証明書とする。</p> <p>(1) 市が現地を調査し、被害の事実を確認している場合 <b><u>（り災者に提出させた書類により一部損壊（10%未満）の被害の事実を確認している場合を含む。）</u></b></p> <p>り災証明書</p> <p>(2) 略</p> <p>(証明書の申請)</p> <p>第3条 略</p> <p><b><u>2 前項第1号のり災証明交付申請書</u></b></p> <p><b><u>には、り災者に提出させた書類により一部損壊（10%未満）の被害の事実を確認し、それを証明する場合に限り、自己判定方式申請書（様式第3号）及び被害状況の写真、家屋の図面その他被害を受けたことが分かる書類を添付させるものとする。</u></b></p>	<p>(証明書の種類)</p> <p>第2条 り災物件に係る証明書の種類は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める証明書とする。</p> <p>(1) 市が現地を調査し、被害の事実を確認している場合 り災証明書</p> <p>(2) 略</p> <p>(証明書の申請)</p> <p>第3条 略</p>

**3 第 1 項 第 2 号** のり災届出証明願  
には、被害状況の写真、被害の復旧  
に要した費用の領収書その他被害を  
受けたことが分かる書類を添付させ  
るものとする。

**4 略**

(証明書の交付)

第 4 条 市長は、前条の申請があった  
ときは、速やかに内容を審査し、り  
災証明書 (**様式第 4 号**) 又はり災届  
出証明書 (**様式第 5 号**) を申請者に  
交付するものとする。

(証明事項)

第 6 条 略

2 り災証明書において証明する被害  
程度の認定の区分は、次のとおりと  
する。

(1) から (3) まで 略

(4) 一部損壊 (**準半壊**)

(5) **一部損壊 (10%未満)**

(6) 略

(7) 略

(8) **店舗等浸水**

3 略

**2 前項 第 2 号** のり災届出証明願に  
は、被害状況の写真、被害の復旧に  
要した費用の領収書その他被害を受  
けたことが分かる書類を添付させる  
ものとする。

**3 略**

(証明書の交付)

第 4 条 市長は、前条の申請があつた  
ときは、速やかに内容を審査し、り  
災証明書 (**様式第 3 号**) 又はり災届  
出証明書 (**様式第 4 号**) を申請者に  
交付するものとする。

(証明事項)

第 6 条 略

2 り災証明書において証明する被害  
程度の認定の区分は、次のとおりと  
する。

(1) から (3) まで 略

(4) 一部損壊

(5) 略

(6) 略

3 略

様式第 1 号中「第 3 条第 1 項関係」を「第 3 条関係」に改める。

様式第 4 号中

「 年 月 日

(申請者) 住所

」を

「 令和 年 月 日

(申請者)住所 」、  
「上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

年 月 日 」、を  
「上記のとおり、り災の届出があったことを証明します。

令和 年 月 日 」、に改め、同様式  
を様式第 5 号とする。

様式第 3 号中

「 年 月 日

(申請者)住所 」、を  
「 令和 年 月 日

(申請者)住所 」、  
「上記事実に相違ないことを証明します。

年 月 日 」、を  
「上記事実に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日 」、に改め、同様式を様式第 4 号と  
する。

様式第2号中「第3条第1項関係」を「第3条関係」に、「下さい」を「ください」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。